

広島県告示第三百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部の委任を解除させ、及び会計管理者の事務の一部を委任させた。

平成二十二年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

<p>会計管理者の事務の一部の委任を解除した出納員</p>	<p>広島県警察本部 交通部交通指導課に所属する次の職員 花岡 直人</p>
<p>会計管理者の事務の一部の委任を受けた出納員</p>	<p>広島県警察本部 交通部交通指導課に所属する次の職員 東 敏明</p>
<p>解除又は委任した事務</p>	<p>当該課で収納する道路交通法（昭和三十五年法律第五号）の規定による放 置違反金若しくはこれに伴う県 はこれに伴う放 置違反金又は放 税外収入又は放 置違反金返納付 金若しくは放 違反金に伴う差 違反金に伴う金 押物件公売代金 等の出納及び保 管</p>
<p>解除した年月日</p>	<p>平成二十二年三月 三十一日</p>
<p>委任した年月日</p>	<p>平成二十二年四月 一日</p>